

九州工業大学先端金型センター機器利用等取扱要項

平成18年8月29日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学先端金型センター規則（平成16年九工大規則第86号）第20条の規定に基づき、加工、測定及び試験（以下「加工等」という。）の受け入れに係る機器の利用等の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(申込みの方法)

第2条 加工等の申込みは、別記様式第1号により行うものとする。

(受入条件)

第3条 加工等の受け入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学内の加工等の料金は学内移算により行う。

(2) 学外の加工等の料金は後納する。

2 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対して先端金型センター（以下「センター」という。）は、その責任を負わない。

(1) やむを得ない事由によって加工等を中止したため損害が生じたとき。

(2) 加工等を行うために提出された材料等（以下「材料等」という。）に損害が生じたとき。

(3) 第4項の場合において、センターの機器等を使用する者の責による事由によって損害が生じたとき。

3 材料等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとする。

4 委託者がセンターの機器等を直接使用しようとする場合は、別記様式第2号によりセンター長に申請し許可を得た上で、学内担当者の指導・立会の下で使用するものとする。

(受け入れ及び結果の通知)

第4条 加工等の受け入れ及びその結果の通知は、センター長の定める手続を経て行うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 センター及び委託者は、加工等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

2 測定で得られたデータを民間機関等からの委託者が公表する場合、原則として、九州工業大学名を使用することはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。

(加工等の料金)

第6条 加工等による機器の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、加工等の実施上、センター長が必要と認めて加工等のために機器の消耗品等の提供を要請した場合には、消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。

2 加工等による機器の利用料金は、加工終了後、2週間以内に九州工業大学が発行する請求書により収納する。

附 則

この要項は、平成18年8月29日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

| | | | | |
|---|---|----------------------|-------|-------|
| 受付番号 | 号 | 九州工業大学先端金型センター加工等依頼書 | | 年 月 日 |
| 九州工業大学先端金型センター長 殿 | | | | |
| 住所：〒 | | | | |
| 氏名又は名称： 印 | | | | |
| （連絡先） | | | | |
| 担当者（所属・氏名）： | | | | |
| 電話番号： | | | | |
| FAX番号： | | | | |
| 電子メール： | | | | |
| 請求書送付先： | | | | |
| 九州工業大学先端金型センター機器利用等取扱要項の内容を熟知の上、次のとおり加工等を依頼します。 | | | | |
| 供試材料等名及び数量 | 品 名 | 数 量 | | |
| | | | | |
| 依頼事項 (使用する機器名，供試材料等に関する情報をできる限り簡潔に記載してください。また，添付資料等があれば，添付してください。) | | | | |
| 相談希望日 | 年 月 日 | 試験等実施希望日 | 年 月 日 | |
| 別表料金表による加工等の料金 | 【使用機器（加工内容）：（数量・件数・時間）×単価＝ 円 】 円 | | | |
| 加工等担当者 | コメント： 担当者氏名： 印 | | | |

※注 太線枠内を記入してください。

| |
|--------------|
| センター長 確認印 |
| |

| |
|----------|
| 会 計 課 |
| 請求書発行年月日 |
| |
| 担当者印： |
| |

九州工業大学先端金型センター加工機器等使用申請書

年 月 日

九州工業大学先端金型センター長 殿

住所：〒
氏名又は名称：
使用者（所属・氏名）： ④
電話番号：
FAX番号：
電子メール：

下記の確認条項に同意し、加工機器等の使用について申請します。

- 1 加工機器使用・測定については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学先端金型センター加工等依頼書（別記様式第1号）を提出する。
- 2 学内の使用・測定の料金は学内移算により行う。
- 3 学外の使用・測定の料金は使用後に納入する。
- 4 加工装置の故障等で測定できなくなった場合には、測定を延期することがあるが、それに関する損害を使用者は請求できない。
- 5 センター長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなどセンター長及び担当者が受入れできないと判断したものについては、測定を拒否する。
- 6 使用・測定については、使用者は単独とするのではなく、九州工業大学の担当者が同席して、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損又は滅失したときは、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
- 7 使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
- 8 前記6の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わない。
- 9 使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。
- 10 測定で得られたデータは、九州工業大学が保障するものではない。そのため、民間機関等からの委託者は、データの外部への公表は、原則として、九州工業大学名を使うことはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。
- 11 前記10の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については使用者及びその委託者が賠償するものとする。